

当初

変更

工事執行機関 只見線管理事務所

入札（見積）執行調書

入札（契約）結果書

年災		事項		契約	令和7年10月1日
工事番号	25-16180-0003	工 事 名	只見線滝トンネル補強工事	着工	令和7年10月1日
入札執行年月日	令和7年9月24日	発注種別	一般土木工事	完成	令和8年2月28日
審 議 番 号	公所		本庁		
路線・河川名	JR只見線			予 定 価 格	23,464,100
工事箇所 自	大沼郡金山町滝沢字馬木ノ内地内外			最低制限価格	-
至				調査基準価格	-
工 事 概 要	トンネル補強工 一式			(予定価格に占める 法定福利費概算額)	-

業 者 コ ー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
100000030 仙建工業株式会社 福島支店	福島県 郡山市向河原町4番1号		
	(1) 21,164,400	(2)	23,280,840
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

【随意契約とする理由】

本工事は、只見線滝トンネルの補強工事であり、営業線建築限界内での作業となることから、鉄道営業法及び関係法令に準じて保安体制、連絡体制、作業方法等の厳しい制約を受けるため、営業線建築限界内での業務に精通し、且つ関係規程を熟知していることが求められる。また、只見線はJR東日本による運行となることから、JR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システム（設備管理システム、競合調整把握システム、見張りダイヤシステム）を導入して業務を行う必要がある。

このため、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。

【見積りの相手方を選定した理由】

仙建工業(株)は、鉄道トンネルの補強工事に精通し、なお且つJR東日本が認定した有資格者※の配置や、運転保安関係手続き及び各種業務システムを導入しており、保安体制、連絡体制の構築及び本工事が施工可能な唯一の会社であるため。

※工事管理者(在来線)、列車見張員等

このことから、福島県財務規則269条第1項及び同規則施行通達269条関係第1項第2号の規定により、単独見積とした。

変更契約の内容

[illegible]